

山鹿市公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

山鹿市公共工事請負契約約款（平成 1 7 年山鹿市告示第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第 1 0 条第 2 項中「第 2 6 条第 3 項ただし書」を「第 2 6 条第 3 項第 2 号」に改める。

第 2 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が調わなかったこと、当該協議に関して受注者が第 5 9 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 6 0 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第 2 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が調わなかったこと、当該協議に関して受注者が第 5 9 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 6 0 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第 2 6 条に次の 1 項を加える。

- 9 発注者は、第 3 項又は第 7 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が調わなかったこと、当該協議に関して受注者が第 5 9 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 6 0 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第 3 5 条第 6 項中「、第 8 項」を削り、「から第 3 7 条まで」を「及び次条」に改める。

- 第 3 7 条本文中「前払金」の次に「（中間前払金を除く。）」を加え、同条ただし書中「超える額及び中間前払金を除き、」を「超えない範囲で、前払金を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設

費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第56条第1項中「請負金額」を「請負代金額」に改める。

附 則

この約款は、令和8年9月1日から施行する。